

鴨川市文化財保護審議会第1回会議

日時 令和5年7月7日（金）
午後1時30分から
場所 鴨川市文化財センター

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 会長、副会長の選出
- 5 諮問
- 6 議事
 - （1）鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について（諮問）
 - （2）鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について（諮問）
- 7 その他
- 8 閉会

配布資料

次第

委員名簿

出席者名簿

資料1 鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について

資料2 鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について

資料3 市民アンケートについて

鴨川市文化財保護審議会委員名簿

氏 名	住 所	分 野	備 考
渡邊 宏	鴨川市佐野	有形文化財 (建築)	元明石工業高等専門学校教師
松原 智美	中野区野方	有形文化財	中野区文化財保護審議会委員 美術史家
佐藤 恵重	鴨川市江見青木	有形文化財	元千葉県立安房博物館上席研究員 元鴨川市立長狭中学校長
小谷 善親	鴨川市内浦	有形文化財	元鴨川市立小湊小学校長 善龍寺住職
富樫 辰也	鴨川市内浦	記念物 (海洋)	千葉大学海洋バイオシステム 研究センター 教授
鎌田 直人	鴨川市天津	記念物 (植物)	東京大学大学院農学生命科 千葉演習林 林長

任期：令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

鴨川市文化財保護審議会第1回会議 出席者名簿

日時 令和5年7月7日（金）

午後1時30分から

場所 鴨川市文化財センター

1 委員

No.	氏名	分野	備考
1	渡邊 宏	有形文化財 (建築)	
2	佐藤 恵重	有形文化財	
3	小谷 善親	有形文化財	
4	富樫 辰也	記念物（海洋）	

【欠席委員】

No.	氏名	分野	備考
1	松原 智美	有形文化財	
2	鎌田 直人	記念物（植物）	

（順不同、敬称略）

2 市行政関係者

所属・職	氏名	備考
教育委員会教育次長	山口 昌宏	
教育委員会生涯学習課長	岡安 泰弘	
教育委員会生涯学習課 課長補佐	岡安 晃広	
教育委員会生涯学習課 文化振興係長	畑中 博司	
教育委員会生涯学習課 文化振興係	永井 宏直	

鴨教生第414号
令和5年7月7日

鴨川市文化財保護審議会 会長 様

鴨川市教育員会

鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について（諮問）

鴨川市文化財の保護に関する条例（平成17年鴨川市条例第94号）第4条第3項の規定に基づき、昭和53年4月25日鴨川市教育委員会指定「木造阿弥陀如来坐像（鴨文第21号）」の指定（名称変更）について、貴審議会の意見を求める。

鴨教生第415号
令和5年7月7日

鴨川市文化財保護審議会 会長 様

鴨川市教育員会

鴨川市文化財保存活用地域計画について（諮問）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第3項及び鴨川市文化財の保護に関する条例（平成17年鴨川市条例第94号）第24条の規定に基づき、鴨川市文化財保存活用地域計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求める。

鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について

1 経緯及び諮問理由

鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」については、昭和 53 年 3 月 31 日付「鴨川市文化財指定について(第 6 次答申)」に基づき、昭和 53 年 4 月 25 日付で有形文化財に指定されている。

令和 3 年に所有者である宗教法人鏡忍寺(代表役員代務者片桐有而氏)から「阿弥陀如来ではなく釈迦如来でないか」との問い合わせがあった。

これは、日蓮宗研究の専門家である中尾堯立^{なかおたかし}正大学名誉教授の意見を参考としたもので、令和 3 年 5 月 10 日付で所有者である宗教法人鏡忍寺から教育委員会宛に、名称変更についての申出書が提出された。

これらのことから、文化財保護審議会に市指定文化財「鏡忍寺阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について諮問する。

2 調査結果の概要

(1) 鏡忍寺及び中尾堯氏の意見

- ・手印の形は、「阿弥陀如来」ではなく「釈迦如来」である。
- ・日蓮宗では、教義上、「阿弥陀如来像」を安置することはない。
- ・鏡忍寺には、他の宗派の寺やお堂を併合した記録はないことから、「阿弥陀如来坐像」の来歴は不明である。

(2) 令和 4 年度第 1 回文化財保護審議会の意見（令和 4 年 11 月 9 日（水））

- ・手印は「釈迦如来」に多い形であるが断定はできない。台座墨書銘から正徳年間（1711～1716）に鏡忍寺にあったことは確実である。「阿弥陀如来」と伝承されているのであれば、そのことを重く見るべきである。
- ・日蓮宗で一般的に祀られるのは「釈迦如来」であり、「阿弥陀如来」は見られないのでおかしい。
- ・着衣形式は、中世以降の「阿弥陀如来」にはほぼ見られないが、「釈迦如来」には比較的よく見られる。
- ・何かしらの事情で鏡忍寺に運ばれてきたことも考えられるので、一概に「阿弥陀如来」を祀らないとも言い切れないのではないかと。
- ・台座は正徳元年（1711）に制作されたもので、「阿弥陀如来」でよく作られる形である。
- ・名称変更するのであれば、「伝阿弥陀如来坐像」又は「如来坐像」とするのが良い。

(3) 鏡忍寺の意見（令和4年12月3日（土））

- ・鏡忍寺に如来像の目録はなく、当該像が安置された経緯は不明である。
- ・日蓮宗、法難の寺であるため、「阿弥陀如来」を祀ることや拝むことはない。
- ・寺としては、「釈迦如来」に名称変更することを希望する。

(4) 令和4年度第2回文化財保護審議会の意見（令和5年3月17日（金））

- ・現地視察の結果、像の前方に当たる体幹部（手印も含めて）と脚部は後補であることを確認する。造像当初、「阿弥陀如来」「釈迦如来」のいずれであったかは不明である。
- ・「釈迦如来」であるとも「阿弥陀如来」であるとも判断し難いことから、「如来坐像」と名称変更することが妥当である。

3 文化財保護審議会の意見

昭和53年4月の文化財指定の際に「阿弥陀如来」とした理由が不明であり、また、鏡忍寺における記録も残されていない。

手印と着衣をもって「阿弥陀如来」ではないと断言することはできない。

また、「阿弥陀如来」であると断言することはできない。

所有者は「釈迦如来」に名称変更することを希望しているが、積極的に是とするだけの資料が乏しい。

これらのことから、「木造阿弥陀如来坐像」から「木造如来坐像」に名称変更することが適当である、と判断する。

令和5年7月7日

鴨川市教育委員会 様

鴨川市文化財保護審議会
会長 小谷 善親

鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）について（答申）

令和5年7月7日付け鴨教生第414号で諮問のありました鴨川市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」の指定（名称変更）については、本審議会において慎重なる調査及び審議を行った結果、下記のとおり指定（名称変更）することが適当であると認める。

記

1 名称

現行	変更後
もくぞうあみだによらいざぞう 木造阿弥陀如来坐像	もくぞうによらいざぞう 木造如来坐像

2 指定文化財の概要

昭和53年4月25日鴨川市教育委員会告示第6号

鴨文第21号 木造阿弥陀如来坐像 1 軀

3 指定（名称変更）の理由

昭和53年4月の文化財指定の際に「阿弥陀如来」とした理由が不明であり、また、鏡忍寺における記録も残されていない。

手印と着衣をもって「阿弥陀如来」ではないと断言することはできない。

また、「阿弥陀如来」であると断言することはできない。

所有者は「釈迦如来」に名称変更することを希望しているが、積極的に是とするだけの資料が乏しい。

これらのことから、「木造阿弥陀如来坐像」から「木造如来坐像」に名称変更することが適当である、と判断する。

鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について

1 地域計画策定の背景と趣旨

市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）は、平成 29 年 12 月の文化審議会答申を踏まえた平成 30 年の文化財保護法の改正により制度化されたもので、文化財保護行政の中・長期的な方向性を示すマスタープランと、短期に実施する事業を盛り込むアクションプランの両方の役割を担います。

また、文化財の専門家のみならず市民や民間団体、行政など、多様な関係者が「地域社会総がかり」で文化財を守り、伝える体制が確保され、文化財の次世代への継承が図られる取組がより一層促進されます。

2 地域計画のメリット

（１）地域計画に期待される効果

- ・これまでの個別の取組から、地域計画に沿って計画的に取組を進めることで、継続性や一貫性のある文化財の保存・活用が図られます。
- ・地域計画は、文化財の総合的・一体的な保存・活用を進めるための枠組でもあることから、まちづくりや観光など、様々な分野との連携を強化することで、本市固有の歴史や文化を反映させた地域活性化につながり、地域を訪れた方に、魅力的なまちと sentir されるような取組が促進されます。
- ・従来知られていなかった地域で大切に受け継がれている文化財の掘り起こし

（２）地域計画の認定を受けた場合の特例・効果

- ・国の登録文化財とすべき物件の提案
- ・補助金の優先採択や補助率のかさ上げなど

3 対象文化財等

対象とする文化財は、文化財保護法第 2 条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の 6 つの種類のほか、埋蔵文化財や修理等の伝統的な保存技術についても対象となります。

また、指定文化財だけではなく、地域の伝統行事や食文化、子どもたちの遊びなど、行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財についても幅広く対象とします。

4 計画期間 令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間

5 地域計画の記載事項

第 183 条の 3 第 2 項に基づく記載事項	鴨川市文化財保存活用地域計画（案）
（１）文化財の保存及び活用に関する基本方針 ・鴨川市の概要 ・鴨川市の文化財の概要 ・鴨川市の歴史文化の特性 ・文化財の保存・活用に関する将来像 ・文化財の保存・活用に関する課題・方針	第 1 章 序論 1 計画作成の背景と目的 2 計画期間 3 計画の位置付け 4 計画の評価と進行管理 5 計画作成の体制 6 計画の対象 第 2 章 鴨川市の概要 1 自然的・地理的環境 ・位置、地形、地質、気候、水系、植物、動物 2 社会的環境 ・人口、土地利用、交通、産業、観光 第 3 章 鴨川市の歴史文化 1 鴨川市の歴史文化の概要 ・旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世、近代、現代 第 4 章 鴨川市の文化財調査 1 既存調査の状況 2 今後の調査方針 第 5 章 鴨川市の文化財の概要と特徴 1 文化財の指定等の状況 2 未指定文化財の概要 第 6 章 文化財の保存活用に関する基本方針及び取組 1 鴨川市の文化財の課題 2 基本方針及び将来像 3 取組 4 推進体制 第 7 章 文化財の防災及び防犯 1 近年の被災状況 2 防災及び防犯に関する考え方 3 防災及び防犯に関する方針と取組 第 8 章 文化財の一体的・総合的な保存と活用 1 関連文化財群 2 文化財保存活用区域 資料編 1 指定文化財等一覧 2 未指定文化財等一覧 3 鴨川市内地名一覧
（２）文化財の保存及び活用を図るための事業	
（３）文化財を把握するための調査	
（４）計画期間	
（５）文部科学令で定める事項 ・文化財の保存及び活用の推進体制	
（６）必要に応じて記載する事項 ・関連文化財群 ・文化財保存活用区域 ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容	

6 市民意見の反映（法第 183 条の 3 第 3 項）

地域計画の作成に当たり、公聴会や住民の意見を反映させるための措置を講ずるよう
に努めるとともに、文化財保護審議会及び当該協議会の意見を聴かなければならない。

- ・ 鴨川市文化財保護審議会
- ・ 鴨川市文化財保存活用地域計画策定協議会
- ・ 市民アンケート
- ・ パブリックコメント

7 地域計画策定のスケジュール

（令和 5 年）

- 7 月 文化財保護審議会へ諮問、
第 1 回文化財保存活用地域計画策定協議会
- 8 月 市民アンケート
- 10 月 第 2 回文化財保存活用地域計画策定協議会 進捗報告
文化財保護審議会

（令和 6 年）

- 2 月 第 3 回文化財保存活用地域計画策定協議会 素案提示
文化財保護審議会
- 5 月 第 4 回文化財保存活用地域計画策定協議会 原案提示
文化財保護審議会
- 6 月 パブリックコメント
- 7 月 第 5 回文化財保存活用地域計画策定協議会 成案
文化財保護審議会答申
- 9 月 計画案文化庁提出

8 地域計画の認定基準

- （1）地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - ・ 市内の文化財の状況に応じて、計画期間内に実施すべき事業が盛り込まれていること。
 - ・ 計画事業が文化財の保存・活用に寄与すると説明されていること。
- （2）事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
 - ・ 事業の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
 - ・ 事業の実施スケジュールが明確であること。
- （3）千葉県文化財保存活用大綱を勘案し作成されていること。

- ・地域計画の内容が千葉県文化財保存活用大綱と整合がとれたものとなっていること。

1 趣旨

鴨川市には、数多くの文化財や伝統行事が残されており、また、豊かな自然や歴史環境に恵まれています。近年、文化財（地域で大切にされている建物・行事・食などを含む。）は、「保存」という考え方から、地域資源として「活用」を図るという考え方によって変わってきました。さらには、人口減少や少子高齢化が進む中、文化財の継承者の確保が困難になったり、管理不全となったりするなど、文化財が失われる可能性が高まっています。

このような中、地域の大切な宝である文化財の保存活用を図り、次世代へ受け継いでいくことが必要です。このため、鴨川市文化財保存活用地域計画を作成し、文化財の総合的・一体的な保存活用を進めていきます。

本アンケートの結果は、市民の皆様からの貴重なご意見であり、本計画の作成に当たり基礎的な資料として活用させていただきます。

（１）設問ごとの目的

- | | |
|-----------|-------------------|
| 【問 1 ～ 5】 | 回答者の属性 |
| 【問 6 ～ 7】 | 郷土愛に関する項目 |
| 【問 8 ～ 9】 | 地域に眠る文化財の顕在化 |
| 【問 10～15】 | 文化財への興味関心、次世代への継承 |
| 【問 16～19】 | 市民への周知 |

2 調査方法

調査対象 市民 500 人及び市内 50 団体

- （１）無作為抽出による 16 歳以上の市民 300 人（郵送）
- （２）文化財所有者及び歴史文化の関係団体 約 50 団体（代表者へ郵送）
- （３）（２）の会員又は構成員 100 人（会議等の際に直接配布）
- （４）公民館等の歴史講座に参加している個人 100 人（公民館を通じて直接配布）

※回収率 35%を見込む

3 調査票

別紙（案）のとおり（A 3 判、二つ折り 4 ページ、1 色）

4 調査結果の集計

郵送回収又は LoGo フォームによるインターネット回答

原則として単純集計

必要に応じて一部クロス集計

5 スケジュール

- （１）調査票の配布 令和 5 年 8 月 1 日
- （２）回答の締切 令和 5 年 8 月 31 日
- （３）調査票の分析 令和 5 年 9 月～10 月

鴨川市 文化財に関する市民アンケート

鴨川市には、数多くの文化財や伝統行事が残されており、また、豊かな自然や歴史環境に恵まれています。近年、文化財（地域で大切にされている建物・行事・食などを含む。）は、「保存」という考え方から、地域資源として「活用」を図るという考え方に変わってきました。さらには、人口減少や少子高齢化が進む中、文化財の継承者の確保が困難になったり、管理不全となったりするなど、文化財が失われる可能性が高まっています。

このような中、地域の大切な宝である文化財の保存活用を図り、次世代へ受け継いでいくことが必要です。このため、鴨川市文化財保存活用地域計画を作成し、文化財の総合的・一体的な保存活用を進めていきます。

本アンケートの結果は、市民の皆様からの貴重なご意見であり、本計画の作成に当たり基礎的な資料として活用させていただきます。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い致します。

《記入にあたってのお願い》

1 本調査票で回答の場合

○このアンケートは、ご本人が記入ください。ご本人の記入が難しい場合は、ご家族が記入ください。

○回答の記入は、直接このアンケート調査票にボールペンや濃い鉛筆でしっかりと記入ください。

○調査票は無記名方式のため、名前を記入する必要はありません。

2 インターネットで回答の場合

○右記QRコードからWeb上で回答することができます。Webで回答いただいた場合、この調査票での回答は不要です。



《回答期限・返送方法》

記入いただいた調査票は、令和5年8月31日（木）まで（消印有効）に同封の返信用封筒に入れて返信ください。（切手不要） Web上での回答も、上記期限までに回答ください。

《問い合わせ》

このアンケートについて、不明な点や質問などがありましたら、担当までご連絡ください。

鴨川市教育委員会生涯学習課

文化振興係（郷土資料館） 畑中、永井

TEL 04（7093）3800

FAX 04（7093）1011

メール OO@city.kamogawa.lg.jp

該当する番号に○印をつけてください。

<問1>性別

() 性別を直接ご記入ください。

<問2>年代

1 10 歳代	2 20 歳代	3 30 歳代	4 40 歳代
5 50 歳代	6 60 歳代	7 70 歳代	8 80 歳以上

<問3>職業構成

1 農林漁業	2 会社員	3 会社役員
4 自営業（家族従業者）	5 専門職（士業など）	6 家事（主夫・主婦）
7 学生	8 公務員・団体職員	9 パート・アルバイト
10 無職	11 その他	

<問4>居住地域

1 鴨川地域	2 江見地域	3 長狭地域	4 天津小湊地域
--------	--------	--------	----------

<問5>出身地

1 鴨川出身	2 市外に転出し、戻ってきた
3 県内(他市町村)の出身	4 県外の出身

<問6> 郷土に愛着や誇りを持っていますか。

1 はっきりと持っている	2 漠然と持っている
3 ほとんど持っていない	4 まったく持っていない
5 どちらともいえない	6 よくわからない

「3～6」を選んだ方は<問8>へ

<問7>問6で「1、2」を選んだ方に伺います。 持っている理由を教えてください。（複数回答可）

1 長年住んでいるから	2 親類や友人が多いから
3 商業施設が充実しているから	4 働く場所があるから
5 子育てがしやすいから	6 食べ物がおいしいから
7 景色が好きだから	8 交通の便がいいから
9 史跡や施設等観光地が多いから	10 その他（ ）

<問8>「鴨川市らしい」とイメージする文化財（歴史や文化）は何ですか。□の中に3つまで記入するか、例を3つまで○で囲んでください。

（例）

誕生寺、清澄寺、鏡忍寺、大山寺、吉保八幡神社、天津神明神社、日蓮、波の伊八、古泉千樫
仁右衛門島、大山千枚田、嶺岡牧、清澄の大スギ、モリアオガエル、バクチの木、降神の槓
枕状溶岩、吉保八幡のやぶさめ、大浦の担ぎ屋台巡行、北風原の羯鼓舞、和泉の三役
万祝、房州鋸、太巻き寿司、房州ひじき

<問 9> あなたがお住まいの地域又は身近な地域に残る風習や行事、石碑などで、あなたが文化財だと考えるものは何ですか。自由に記入ください。(複数回答可)

<問 10> 地域の文化財への興味・関心はありますか。

1 ある	2 どちらかといえばある	3 どちらかといえない
4 ない	5 わからない	

「3～5」を選んだ方は<問 12>へ

<問 11> 問 10 で「1、2」を選んだ方に伺います。どのような文化財に興味・関心がありますか。(複数回答可)

1 寺社や仏像など	2 古い町並みなど
3 城跡や古墳などの遺跡や出土品	4 庭園や滝などの名勝や文化的な景観
5 伝統的な祭りや古くから伝わる風習・行事	6 昔の生活道具やその製造道具などの民具
7 伝統工芸や技術	8 動物・植物・地質・鉱物などの天然記念物
9 歴史的な古文書や書籍など	10 絵画や書・刀・陶磁器などの美術品
11 民話や伝承	12 その他

<問 12> 多くの方に歴史や文化財に興味・関心を持ってもらうためにはどうしたらよいですか。(複数回答可)

1 資料館等での展示会や講座の充実
2 文化財をめぐるウォーキングやツアーの開催
3 地域の歴史や文化財をわかりやすく紹介するコンテンツの充実
4 資料館など展示施設の整備
5 学校教育における歴史学習の充実や文化財の活用
6 体験教室の開催
7 季節などにあわせた情報の発信

<問 13> 文化財を保存し、次世代に継承していくことについてどう考えますか。

1 大切だと思う	2 ある程度大切だと思う	3 あまり大切ではない
4 全く大切でない	5 わからない	

「3～5」を選んだ方は<問 16>へ

<問 14> 問 13 で「1、2」を選んだ方に伺います。大切だと思う理由を教えてください。(複数回答可)

1 歴史的事実を伝えるものであるため
2 他にはない、かけがえのないものであるため
3 過去から未来へと受け継いでいくべきものであるため
4 地域の魅力であり、観光客の増加につながるため
5 地域にとって古くから親しまれ、愛着があるため
6 文化財等を通じて、子どもたち、お年寄りや外国の方など、新たな交流が生まれる可能性があるため

7 その他 ()

<問 15> そのために市はどのような施策に取り組むべきだと考えますか。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 歴史や文化財に親しむ機会の充実 | 2 歴史や文化財の調査研究の推進 |
| 3 文化財の管理や修繕などに対する支援 | 4 伝統芸能や技術などの記録、保存 |
| 5 学校教育における郷土史学習の充実や文化財の活用 | 6 歴史や文化財に関する広報PRの充実 |
| 7 博物館などの展示施設の整備 | 8 歴史や文化財を活用したまちづくり、観光活用 |
| 9 その他 () | |

<問 16> 市の文化財に関する情報を見たことがありますか。

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1 見たことがある | 2 見たことがない | 3 わからない |
|-----------|-----------|---------|

「1」を選んだ方は<問 16>へ

<問 17> 問 16 で「1」を選んだ方に伺います。情報の入手先を教えてください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| 1 広報かもがわ | 2 新聞・情報雑誌 |
| 3 フリーペーパー (Kamozine など) | 4 インターネット (HP、ブログ など) |
| 5 チラシ・ポスター | 6 SNS (LINE や Facebook、Twitter など) |
| 7 テレビ | 8 知人 |
| 9 職場 | 10 ラジオ |
| 11 市役所、公民館など公共施設 | 12 ホテルなど宿泊施設 |
| 13 道の駅、シーワールドなど観光施設 | 14 レストランなど飲食店 |
| 15 その他 () | |

<問 18> あなたが協力できることを教えてください (複数回答可)

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 1 文化財の清掃活動等への参加 | 2 文化財を守るための寄付 |
| 3 文化財の保存や整理、資料館における案内などのボランティア | 4 歴史や文化財に関する研究活動 |
| 5 地域の祭りや伝統行事などへの参加 | 6 歴史や文化財に関する情報発信 |
| 7 わからない | 8 その他 () |

<問 19> 最後に、文化財の保存活用に関して要望やアイデアなどを自由に記入ください。
(自由欄)